

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年5月28日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和43年8月15日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成5年11月30日に退職するまで、B所在の会社C工場において、途中、D会社に出向した期間も含め、主にタイヤの仕上げ作業に従事していた。
- 2 請求人は、平成27年6月8日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2、PR1、合併症続発性気管支炎、療養要」の決定を受け、E医療機関において「じん肺症、続発性気管支炎」（以下「本件疾病」という。）の傷病名で療養を開始した。請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をしたため、その後、原処分を不服として、審査請求を経て再審査請求を行ったところ、当審査会は、平成29年5月17日付けで、これを棄却した（平成28年労第313号。以下「前回裁決」という。）。

今般、請求人は、平成29年11月9日、F医療機関に受診し本件疾病と診断され、改めて平成30年2月7日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2、PR1、合併症続発性気管支炎、療養要」の決定を受けた。

- 3 本件は、請求人が、監督署長に平成29年11月9日から平成30年2月15日までの休業補償給付を請求したところ（以下「本件請求」という。）、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月27日付けでこれを棄却する旨の

決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、加硫鍋の置かれた加硫工程の横で作業しており、加硫鍋の中の金型周辺と、加硫鍋の蓋の中には石綿を含む部材が使われていた上、加硫鍋は生産しながら絶えずその周辺で修理が行われていたことから、その際に石綿粉じんが飛び交うことがあり、石綿ばく露の可能性があった旨主張する。また、請求人は、ゴムタイヤ製造工場において、研磨作業によって炭じんなど多量の粉じんを吸入し、じん肺にり患したものであるため、本件処分は誤りであり、休業補償給付を不支給処分としたのは不当である旨主張する。

(2) 前回裁決において、「請求人が粉じん作業に従事することはなかったもの」と判断したが、改めて一件資料を精査したところ、決定書理由に説示のとおり、請求人が粉じん作業に従事した事実を裏付けるに足りる客観的な資料はなく、請求人が粉じん作業に従事した事実は認められない。

(3) また、請求人は、改めて平成30年2月7日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2、PR1、合併症続発性気管支炎、療養要」との決定を受けていることから、請求人に真に管理2に相当するじん肺の所見があるか否かについて更に検討を要すると判断し、平成29年9月14日に撮影された請求人の胸部画像（請求人が平成30年1月10日付けで労働局長に対してじん肺管理区分の決定申請をする際に提出したじん肺健康診断結果証明書において、F医療

機関G医師が読影を行いPR 1 / 1に該当するとした画像) の読影と意見書の提出をH医師に依頼したところ、H医師は、令和元年11月27日付けで意見書を提出し、以下のとおり述べている。

ア 今回、依頼人より請求のあった請求人の胸部X線写真、胸部CT写真、その他の資料に関して検討したので報告する。

イ 胸部X線写真では継時的に見ても明らかな粒状影などは認められず、また、胸部CT写真においても、粒状影等のじん肺を示唆する明らかな異常は認められなかった。したがって、じん肺管理区分1に該当すると考えられる。

(4) 以上のとおり、H医師は、請求人のじん肺の所見について、管理1に相当すると述べている。同意見は、胸部X線写真、胸部CT写真、粉じん作業従事歴に係る調査結果等一件資料を総合的かつ詳細に分析した結果に基づくものであって、その意見の信用性は高いものであり、同意見は是認することができる。そのため、請求人に「管理2、PR 1」あるいはそれ以上に相当するじん肺の所見を認めることはできない。

(5) そうすると、上記(2)ないし(4)のとおり、請求人の症状は、労災保険給付の要件である、じん肺症又はじん肺管理区分が管理2若しくは管理3と決定された者に発症した続発性気管支炎に罹患していたとは判断できない。

(6) なお、請求人は、改めて平成30年2月7日付けで労働局長よりじん肺管理区分「管理2、PR 1、合併症続発性気管支炎、療養要」との決定を受けているものであるが、本来じん肺管理区分決定に際しては、一定の医学的所見と粉じん作業への相当期間の従事歴が要件とされているところ、上記のとおり、請求人の粉じん作業への従事歴が確認されず、当該決定はその内容において重大な瑕疵があるものであり、また、じん肺法の定めるじん肺管理区分の決定は、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要のないものであるので、当該決定の根拠となったじん肺健康診断結果証明書の内容にも疑義が認められることを踏まえると、当該決定を前提として請求の可否を判断することは適当でない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月21日